

生徒が楽しくスポーツをするには  
—指導者と生徒に向けた政策—  
桐蔭横浜大学田中ゼミ H チーム

○関口 隆平・清水 綾乃・松本 昂大・北村 太陽

1. 緒言

6年前の12月に起きた、大阪の桜宮高校のバスケット部の体罰による自殺問題を、今でも鮮明に覚えている人は少なくないだろう。そしてこの事件をきっかけに日本の教育・指導の現場における体罰の問題が明るみに出たといえるのではないだろうか。しかし、彼の死を通して体罰の問題を完全に解決したとはいえない。

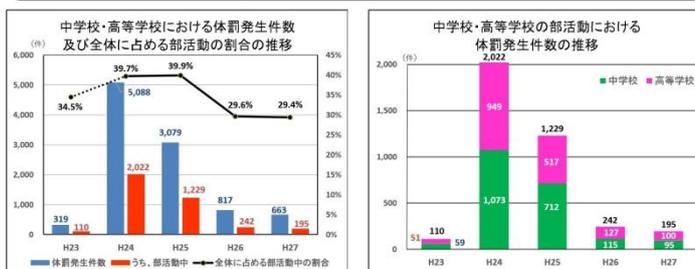
以下の文部科学省の資料から、平成24年度にあった部活動の自殺を受け、詳細に実態調査を行った結果、前年度から大幅に増加していることがわかった<sup>1)</sup>。体罰の発生と、部活動での発生件数は平成24年度で一番多く、その後は徐々に減ってはいる。また平成26年度以降、全体に占める部活動中の割合は対平成25年度と比較すると10%減少している。体罰発生件数の内訳、中学校、私立の調査では平成26年度と平成27年度を比較すると8件増加している。

そこで、私たちは、これらの体罰の問題から、体罰を受けた生徒が自殺をしたり、その生徒が指導者になったりしたときに、その間違った指導法を連鎖的に起こしてしまわないためには、どのような対策について提案を行う。

私たちが解決策を提案することによって、体罰をうける追従者が減るだけでなく、そのような新しい環境で成長することで、より生徒に合った指導者が生まれ、負の連鎖から脱却し、最後には新たな追従者がより良い指導を受けられるとともに、指導者との信頼関係が深まるだけでなく、その競技種目の能力向上も図られるだろう。また、改善後の好環境によって大会や試合などでの好成績やスポーツに対してのやりがいを貢献できることがあげられる。

部活動における体罰の発生状況 資料1

- 平成24年度の体罰総数は、平成24年12月に、部活動中の体罰が背景にある生徒の自殺事案が発生したことを受け、詳細な実態調査を行った結果、前年度から大幅に増加。
- 平成25年度以降は、平成24年度をピークに減少。
- さらに、平成26年度以降、全体に占める部活動中の割合は、対平成25年度比で約10%減少。



| 体罰発生件数の内訳 <中学校> |     |       |       |     | 体罰発生件数の内訳 <高等学校> |     |       |       |     |
|-----------------|-----|-------|-------|-----|------------------|-----|-------|-------|-----|
| H23             | H24 | H25   | H26   | H27 | H23              | H24 | H25   | H26   | H27 |
| 国立              | 17  | 3     | 1     | 1   | 国立               | —   | 1     | 1     | 0   |
| 公立              | 180 | 2,552 | 1,819 | 432 | 公立               | 139 | 1,299 | 1,047 | 220 |
| 私立              | —   | 246   | 41    | 33  | 私立               | —   | 983   | 168   | 130 |

(出典)文部科学省初等中等教育局「平成23年度公立学校数職員の人事情況調査」及び「体罰の実態把握について(平成24～27年度)」を基に、スポーツ庁で作成  
※平成23年度は公立学校のみ。高等学校における発生件数については、中等教育学校において発生したものを含む。

## 2. 現状

ここでは体罰の解決策を提案していく上での現状と課題を述べる。

まず体罰とは、文部科学省の初等中等教育局の通知において、教員が、児童・生徒に対して、戒める言動を再び繰り返さないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うこと（以下、懲戒）のうち、教員が、児童・生徒の身体に直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為のことをいい。この体罰は、その態様により、「傷害行為」「危険な暴力行為」「暴力行為」に分類される。また、「暴言」や「行き過ぎた指導」は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである<sup>2)</sup>。と定義付けられている。また、学校現場における体罰の対策は、文部科学省などから多く打ち出されているが、地域のスポーツクラブチームの体罰に対する対策はあまり出されていない。

次に現状の課題について、過去の事例から

### (1) 体罰の定義が曖昧

教師の中で体罰の明確な線引きができておらず、自分の指導に対して生徒がついてこないと「教育的指導」などと定義よりひろく解釈し、手を出してしまう。

### (2) 生徒が声をあげられない

「自分がキャプテンなのだからしっかりしなくては」「これくらい耐えられなくては勝てない…」などと自己の責務に縛られ暴力を許容してしまう。

### (3) 声をあげる場所が少ない

体罰を受けた生徒が実際に助けを求めようとしても体罰を専門とした相談ダイヤルが保護者の理解度が低いなどが原因で、どのように外部へ伝えればいいのかわからない。が大きな特徴としてあげられる。

## 3. 提言内容

以上の課題に対して、私たちは新たな対策を提言する。

### (1) 教師間での定義理解と共通の認識の徹底

- ア. 体罰防止の対策として全校で全教員に対し、年度はじめに体罰禁止を徹底すること。
- イ. 体罰防止校内研修の全校実施。教員の体罰の意識を高めるために新たな研修の展開の実施。
- ウ. 校長等管理職による指導環境のマネジメント化。

### (2) 生徒への体罰に関する教育と逃げ場の作成

- ア. 体罰が何か生徒に十分に理解させるため体罰関連行為のガイドラインを活用させる。
- イ. 体罰等実施把握調査を実施し継続する。
- ウ. 体罰根絶の考え方の教育指導。

### (3) 指導者へのスポーツ指導の講習会と、保護者への講習

- ア. 保護者等への学校公開や授業参観の一層の推進。
- イ. 体罰事案の報告方法の統一や、顧問教諭に対する指導者講習会の実施。

- ウ. 海外研修から指導向上に繋がる経験の獲得。
- エ. 運動部活単位で、保護者等との意見交換会を開催する。

#### 4. 今後の展望

将来的に体罰が根絶され、部活動や学校教育、クラブチームにおける指導において、適切な指導がなされる場合、生徒と指導者のコミュニケーション能力はより必須となることが予想される。今回、学校を中心としたアプローチを試みたが、地域のクラブチームのような公的でない組織でも活用できるような環境作りや法制定も視野の一つとして長期的にも実践できれば、より明るい指導現場が広まっていき、将来的には優秀な日本の選手や指導者が育成されるに違いない。

#### <参考引用文献>

- (1) スポーツ庁 - 部活動における体罰の発生状況について (2018年10月閲覧)

[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/21/1388097\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/07/21/1388097_01.pdf)

- (2) 文部科学省 - 初等中等教育局長通知 (18文科第1019号) (2018年10月閲覧)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai1/siryou4-2.pdf>

- ・セーフ・ザ・チルドレンシンポジウム「体罰のない、ポジティブな子育てを〜『長くつ下のピッピ』の作者とスウェーデンの子ども観に学ぶ〜」(2018年10月閲覧)

~WRL0489.tmp

- ・日本オリンピック委員会 (JOC) 公式サイトスポーツ指導者海外研修事業実施要項 (2018年10月閲覧)

[https://www.joc.or.jp/training/foreign\\_trainee/about/index.html](https://www.joc.or.jp/training/foreign_trainee/about/index.html)

- ・体罰を全面禁止している国一覧 (2018年10月閲覧)

[http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/working-team/k\\_4/pdf/ss1.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/working-team/k_4/pdf/ss1.pdf)

- ・近藤龍彰「体罰の近年の傾向と今後の課題」富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要 教育実践研究 No.12:1-6 (2018年10月閲覧)